



流 行 審 第 3 号
平成 2 6 年 2 月 1 0 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行政区域制度審議会
会 長 山崎 正治



西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更
について (答申)

本審議会は、平成 2 5 年 8 月 1 9 日付け流総第 9 8 号で諮問のありました
「字の区域及び名称の変更について」審議を終えましたので、次のとおり答
申します。

記

1 はじめに

流山市行政区域制度審議会 (以下「審議会」といいます。) は、流山市
長の委嘱を受けて、平成 2 5 年 8 月 1 9 日に発足し、同日付け文書 (流総
第 9 8 号) によって、「字の区域及び名称の変更について」諮問を受けま
した。

諮問書によれば、審議会に意見を求める事項として、市において西平
井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区における字の区域及び名称の変更
素案を作成したので、このことについて審議会の意見を求めることとさ
れています。

2 審議会の開催状況

- (1) 第 1 回会議 平成 2 5 年 8 月 1 9 日 諮問及び素案説明並びに審議
- (2) 第 2 回会議 平成 2 5 年 1 1 月 5 日 変更案について審議
- (3) 第 3 回会議 平成 2 6 年 2 月 5 日 答申案について審議

審議会は、1 2 名の地域からの代表と 5 名の関係機関の代表で組織し、
上記のと通りの審議を経て、結論を得たので答申するものです。



3 答 申

(1) 字の区域割りについて

字の境界については、鉄道、都市計画道路等、将来においても変更されることのない公共の地物（恒久的な施設等）を字界とすることが望ましい。

区域については、一部区域を除き区画整理区域外は変更区域に含めず、形状については、境界が複雑に入り込んだり、飛び地が生じたりしないようにすることが望ましい。

(2) 字の名称について

字の名称については、地区内に居住する住民の慣れ親しんでいる名称を尊重し、従前の字の名称を使用し、丁目を付すこととするのが望ましい。

(3) 字の区域及び名称について

地下を通るつくばエクスプレス線の地上部分にある緑地及び公園の側道から北西部分を「西平井一丁目～三丁目」、南東部分を「鱒ヶ崎一丁目、二丁目」とし、別添の変更案のとおりとしました。

これは、諮問を受けた際に市が作成した素案と同一の内容となります。

4 その他

西平井及び鱒ヶ崎については、それぞれ丁目が付されたとはいえ、旧字名が使われています。一方、思井についてはこの区画整理事業地内から消滅することとなってしまいます。このことから、思井という名称を残すべきという意見があります。

今後、鱒ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路等の形状の変更が行われる場合には、再度当該区域に係る字の区域及び名称の変更の見直しを検討し、必要に応じて貴職から諮問をいただくことを望みます。